

# 第4回

システム、トラック、パソコン、スマホ

# 販促!助成金活用セミナー

**NEW** 業務改善助成金 活用  
 時給(換算)1,051円以下の会社様が対象です【兵庫県の例】  
 ※兵庫県以外の方はお問い合わせください

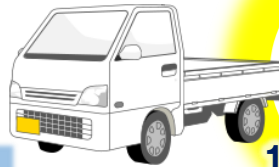


パソコン、スマホ、乗用車もOK!  
 (※一部条件あり)

最大  
600万円

令和5年

働き方改革推進支援助成金 活用  
 ・労働時間短縮・年休促進支援コース  
 ・労働時間適正管理コース  
 ・適用猶予業種等対応コース



10/5 (木)

13:30~15:00 (13:00~受付開始)

システムや貨物自動車等も  
 助成金を活用して販促できます!

【例】  
 インボイス対応業務システム  
 62.5万円を購入⇒最大8割で50万円補助  
 貨物自動車  
 187.5万円を購入⇒最大8割で150万円補助  
 助成金の支給には一定の要件があります。

最大  
250万円



ところ ひょうご税理士法人(本店)

● セミナー講師 ●

助成金専門社労士として、開業7年で、兵庫県・大阪府等15都道府県延べ1,200コース超(約14億円)の助成金申請実績を誇る。同時に、システム、機械等の販売側のコンサルの実績も多数。



● プログラム概要 ●

参加費：無料  
 定員：リアル開催(先着20名) ZOOM参加も可  
 コンテンツ：  
 (1)まどか社会保険労務士法人 代表開催挨拶  
 (2)助成金活用「システム・機械等拡販のコツ」  
 ・8割補助 助成金のポイント  
 ・助成金活用 成功事例 失敗事例  
 ・向く販売会社、向かない販売会社他  
 (3)質疑応答



販促!助成金活用セミナー申込書

FAX: 06-6429-2150

|      |   |      |              |
|------|---|------|--------------|
| 貴社名  |   | 業種   |              |
| ご住所  | 〒   | 従業員数 |              |
| TEL  |   | FAX  |              |
| ご参加者 | 参加方法 <input type="checkbox"/> リアル <input type="checkbox"/> ZOOM | mail | WEBから申込↓<br> |
|      | 参加方法 <input type="checkbox"/> リアル <input type="checkbox"/> ZOOM | mail |              |

ご来社の際は、駐車場が限られておりますのでなるべく電車等の公共交通機関をご利用下さい

運営:まどか社会保険労務士法人/ひょうご税理士法人 担当:塩冶(えんや) TEL:06-6429-1112

# 令和5年度業務改善助成金のご案内

※申請期限：令和6年1月31日  
(事業完了期限：令和6年2月28日)

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の  
引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など



(計画の承認と事業の実施後)  
業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

## 対象事業者・申請の単位など

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が**50円以内**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

## 時短を推進する経営者様へ 働き方改革推進支援助成金

|                     | 時短・年休コース<br>(年休等メニュー)  | 適正管理推進コース   | 時短・年休コース<br>(36協定メニュー)   | 適用猶予コース<br>(建設業等のみ)  |
|---------------------|--|---|--|--|
| 基本条件                | 雇用保険加入の労働者が <b>1人以上</b> いること。<br>資本金5,000万円以下又は労働者100人以下であること。(個人可・例外あり)   |   |  |  |
| 主な対象<br>機械・<br>システム | 勤怠・給与システム、仕入・販売システム、その他業務システム、POSレジ、自動釣銭機<br>ドローン、3Dプリンタ、除雪機、草刈り機、フォークリフト、軽トラック、軽箱バン、トラック<br>シャリ弁ロボ、お運びロボット、オートフライヤー、自動食器洗浄機<br>インパクトドライバ、電動マルノコ、ダンプトラック、ミニバックホウ、高所作業車 |   |  |  |
| 導入制度                | ①新たに年次有給休暇の計画付与 <b>25万円</b><br>②新たに時間単位の年次有給休暇制度かつ特別休暇どれか一つ(新型コロナウイルス感染症に関する休暇)又は(不妊治療に関する休暇)等 <b>25万円</b>   | ①新たに勤怠とリンクした給与システムで労働時間管理方法をすること<br>②新たに賃金台帳等を5年間保存を就業規則等に規定すること。<br>特有で労働時間ガイドライン研修有 | 【36協定の見直し】<br>①月80H超→月60H以下: 200万円<br>②月80H超→月60~80H: 100万円<br>③月60H超~80H→60H以下: 150万円 | 【36協定の見直し】<br>①月80H超→月60H以下: 250万円<br>②月80H超→月60~80H: 150万円<br>③月60H超~80H→60H以下: 200万円 |
| 助成額                 | 最大50万円・8割  | 最大100万円・8割  | 最大200万円・8割   | 最大250万円・8割   |
| 1年度につき、いずれか一つ       |  |   |  |  |
| 36協定要件              | <b>36協定要件無し。</b>   | 令和5年4月1日に有効な36協定を届出済み   | 令和5年4月1日に有効な60時間を超える36協定を届出済み  | 令和5年4月1日に有効な60時間を超える36協定を届出済み  |

まどか社会保険労務士法人

〒661-0012 尼崎市南塚口町2丁目6番27号

TEL. 06-6429-1112 / FAX. 06-6429-2150

担当 塩冶(えんや)

(R5.9.7版)